

平成 30 年 2 月 1 日
日本年金機構

「振替加算の総点検」時に公表した未払いへの対応状況

平成 29 年 9 月 13 日に「振替加算の総点検とその対応について」において、振替加算の未払い（105,963 人）の状況を公表したところであるが、これまでの対応状況は以下のとおり。

1. 支払状況

（1）平成 30 年 1 月 15 日までの支払状況等

11 月までに支払	101,685 人 (572 億円)
12 月に支払	1,941 人 (25 億円)
1 月に支払等	847 人※ (1 億円)
合計	104,473 人 (598 億円)

※他年金受給により追加支給がない方（699 人）を含む

（2）支払が完了していない方 1,490 人

2. 対象者別の対応状況

（1）死亡者、選択関係のある他年金受給者以外の方への対応状況

○ 11 月までに、全員（101,430 人）に対し支払済み。

（2）死亡者への対応状況

- ① 平成 29 年 10 月 20 日、未支給年金の請求をいただいたご遺族に対して、支払口座の確認のためのお手紙を送付（2,251 件）。
- ② 11 月までに 255 人、12 月に 1,941 人、1 月に 148 人に対し支払済み。
- ③ 未支給年金の請求がない場合や、未支給年金の請求をいただいた方が亡くなっていた場合等、個別に確認が必要な方々（約 1,300 件）については、戸籍等を取得して未支給年金の請求が可能な方の調査等を行うよう年金事務所に対し指示を発出済（平成 29 年 12 月 21 日）。
- ④ 死亡者のうち振替加算の加算処理を行ったが、他年金の方が高額なため追加支給はない方が 407 人

（3）選択関係のある他年金を受給しており、振替加算の加算処理を行うにあたり選択関係の確認が必要な方への対応状況

- ① 平成 29 年 12 月 11 日、対象者に年金受給選択申出書の提出を求めるお手紙を送付（約 200 件）。
- ② 選択関係のある方のうち振替加算の加算処理を行ったが、他年金の方が高額なため追加支給はない方が 292 人

3. その他

- 妻の特老厚請求時に夫の共済年金が決定されていないケース（事例4）については、今般の総点検を機に届出義務を廃止するとともに時効を援用しないこととしたが、過去に同様の事例で時効を援用した方に対し、5年を超える分をお支払いする。平成30年1月に初回支払いを実施(19件)。
- 夫（妻）に加給年金が支給されていながらも、妻（夫）ご本人から機構に対して「生計維持関係がない」と申告されている事例について、念のため、妻（夫）ご本人に対して、平成29年12月15日、65歳当時の生計維持関係を確認するためのお手紙を送付。生計維持の届出があった方については、平成30年2月以降に支払予定。

以上

振替加算の支給漏れ事案の対応スケジュール

平成30年2月1日

対象者		平成29年10月	平成29年11月	平成29年12月	平成30年1月	平成30年2月
現存者	確認の必要がない方 <101, 430件>	10/13支払 ▲	11/6 → お支払いのご案内のお手紙送付(別途11/7振込通知書送付) ▲ 11/15支払(100, 779件) ▲			
	確認が必要な方 <502件→469件>※			11月末より順次、 確認のお手紙を送付	確認できた方から順次お支払い	
死亡者	振込口座確認の必要 がない方<255件>	10/13支払 ▲	11/6 → お支払いのご案内のお手紙送付(別途11/7振込通知書送付) ▲ 11/15支払(240件) ▲			
	振込口座の確認が 必要な方 <2, 251件 →2, 284件>※	10/20 → 振込口座確認のお手紙送付(簡易書留) ▲	12/15支払(1,941件) ▲ ・簡易書留が送達された場合(未支給あり) ・口座の届出があった場合(未支給なし)		1/15支払(148件) ▲	
			簡易書留が未送達となった場合 振込口座の確認ができない場合		調査の上、確認のお手紙を再送付 (確認できた方から順次お支払い)	
	未支給請求者の確認 等が必要な方 <1, 525件>			公用請求等により未 支給請求者となりうる 親族を確認	親族へ未支給請求の 勧奨のお手紙を送付 (確認できた方から順 次お支払い)	
勸奨状送付対象者・配状00	配偶者が厚年かつ 加給年金不該当から5 年以内の方 <約5, 500件> (9月13日公表ベース)		生計維持関係の確認のお手紙送付→ (事務所から返信用封筒を同封して対象者へ送付) ▲	12/15 ▲	回答があった方から順次審査を行い、 ・生計維持関係が確認できる場合は、振替加算の加算 ・生計維持関係が確認できない場合は加給年金の返納 の処理を順次行う 回答がない場合は、お手紙の再送付や戸 別訪問を実施し、確認する	
	上記以外の方 <約40, 000件> (9月13日公表ベース)		生計維持関係の確認のお手紙送付→ (死亡者等を除く) ▲	12/15 ▲	回答があった方から順次審査を行い、 ・生計維持関係が確認できる場合は、振替加算の加算 の処理を順次行う (事務処理誤りの基準に合致した場合は、申立書を受付 し、5年を超えた分も含め振替加算を支給する)	
掘り起こし	振替加算支払時に時 効を援用し支払った方 <約9, 000件>	対象者抽出		共済作業	対象者の特定	順次審査を行い、対象者へお支払いをする
			11/8依頼 ▲			1/15支払(19件) ▲
						2/15支払 ▲

※死亡したことが判明したため件数に増減がある